



## 《経営の知識》

## 補助金制度：認定支援機関による 経営改善計画策定支援事業

### はじめに

今回は、中小企業庁で実施されている補助金制度である認定支援機関による経営改善計画策定支援事業についてお知らせします。

#### 1. 補助金の概要

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えていて、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の方の多くは、自ら経営改善計画等を策定することが困難です。こうした中小企業・小規模事業者を対象として、中小企業経営力強化支援法に基づいて認定された経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」とします）が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善計画等の策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進します。

当該事業は、全都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会に『経営改善支援センター』を新設し、一定の要件の下、認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画作成支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、3分の2（上限200万円）を負担するものです。なお、当該制度の利用申請受付期間は、平成26年度末までとなっております。

#### 2. 経営改善計画策定支援の具体的な内容

経営改善計画策定支援の主な内容は、経営改善計画の策定の他に、市場調査を含むビジネスデューデリジェンス（事業の調査）、財務デューデリジェンス（財務状態の調査）、金融機関への計画の説明補助、モニタリング（上述したフォローアップに該当します）です。場合によっては、この他に不動産評価や法務デューデリジェンス等も含まれます。

経営改善計画を策定する他に、現状分析を行うデューデリジェンスも補助金の対象に含まれているため、効果的な経営改善計画が策定されます。

#### 3. 補助金の対象事業者

企業だけでなく、個人事業主も支援対象になります。なお、医療法人、社会福祉法人、有限責任事業組合、学校法人はこの制度による支援の対象外です。また、上記記載以外にも支援対象とならない業種もありますので、個別に経営改善支援センターにご連絡ください。

#### 4. 補助金の対象となる計画策定支援費用の総額の目安

補助金の対象となる経営改善計画策定支援費用の総額（消費税を含む）は、原則として以下のとおりです。

中小企業の区分	企業規模	費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額 (モニタリングを含む)
小規模	売上1億円未満かつ有利子負債1億円未満	100万円以下 (うちモニタリング費用は総額の1/2以下)
中規模	売上10億円未満かつ有利子負債10億円未満（小規模を除く）	200万円以下 (うちモニタリング費用は総額の1/2以下)
中堅規模	売上10億円以上または有利子負債10億円以上	300万円以下 (うちモニタリング費用は総額の1/2以下)

### 結び

補助金を使用しながら外部機関を活用して現状分析、経営計画を策定できる非常に有益な制度です。一度下記 URL をご確認頂き、ご検討の際には弊所までご連絡ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>

(担当：渡邊)